

『徒然草』における説話文学の影響について

——『発心集』からの引用をめぐつて——

金文峰

はじめに

『徒然草』の源泉の一つに説話があるということは、既に先学のさまざまな論文で指摘されているとおりである。『徒然草』における説話的章段について具体的検討を試みた論文としては、西尾光一氏「徒然草における説話的発想」⁽¹⁾と「徒然草の源泉—説話」⁽²⁾、永積安明氏「徒然草」における説話の世界⁽³⁾、稻田利徳氏「徒然草」の説話的章段考—三十段—⁽⁴⁾以前と以後との問題—等がある。

西尾光一氏は、『徒然草』の全二百四十三段を説話的発想の有無によって大きく四つに分類している。その第一には、古来の本朝や中國の説話が引用されて含まれている章段が挙げられる。例えば、人間が官能の誘惑に弱いことを慨嘆する第八段で、『今昔物語集』その他で著名な「久米の仙人」説話を引用した後、「まことに手足、はだへなどの清らに、肥えあぶらづきたらんは、外の色ならねば、さもあらむかし⁽⁵⁾」と、色欲の誘惑から兼好自身をも含む誰もが逃がしたいことであると述べている。説話を一つの素材や実例として踏まえつつ、兼好自身の感想や意見を表明するのである。

第一は、伝聞の事実や経路を明記した叙述のある章段である。例えば、第百十五段で、ぼろぼろ同士の決闘の話の聞書と、ぼろぼろの起源について語った後に、「人の語りしまゝに書付侍る也」と記している。西尾氏は、これらの章段を、「禪林の十因に侍り」（四九段）等の出典の明記された章段と対比しつつ、「兼好の視野が、書物の世界とともに、口承の世界にも見開かれていたことを示している」と説き、「こうした記載のない他の多くの章段の表現や内容を考察する参考となる」と述べている。

第三は、章段の構成や内容・表現の上で説話的な発想の様式を持つている事例であるが、この中をさらに四種類に分類されている。因幡の国の何の入道とその変わった嗜好の娘の話（第四〇段）等のように、伝承された話を話そのものとして記述するという形をとっている計三十一の章段を第一類、法然上人の人間味あふれる法語を紹介する中で「いと尊かりけり」、「これも尊し」、「これも又尊し」と兼好の寸評が示されている第三十九段のように、説話を中心にしながらも、説話末もしくは冒頭に、兼好の寸評が付加されたり、主題的所感が提示

されている計二十八の章段を第二類とされている。第三類は、例えば、有名な登蓮法師の「ますほの薄」の逸話を引く第百八十八段のように、兼好の感想や批評を中心としながらも、その一部に例話として説話もしくは説話的なまとまりを持つ内容が書き込まれている計十二の章段である。この他にも、助動詞「き」を主用して叙述されているものを計二十二章段挙げられ、体験見聞伝達の章段群とされているが、これらが第四類に相当する。

氏のこのような分類の仕方は、後の研究に大きく貢献している。

永積安明氏は、西尾光一氏の分類に基づき、説話形態の諸段が『徒然草』全章段のおよそ四分の一に近い量を占める事実の重要性を説き、さらにこれらの説話的表現の作品論的な意味について具体的な章段を掲げながら詳論されている。また、これらの説話形態を有する章段がすべて三十三段以降の部分に分布し、初段から三十二段までには説話的因素が断片的に二、三の章段に挿入されているだけであって、『徒然草』の構成を第一部と第二部に分け、その執筆年次に前後があるとする安良岡康作氏の成立論にも符合すると述べられている。氏は『徒然草』の成立論に対しても無関係とは考えられない兼好の説話的なものへの関心のありかたは、『徒然草』文学の世界の、より多面的な追求のために、無視することのできない重要な問題を投げかけているように思われる」と述べられている。

稻田利徳氏は、西尾氏や永積氏の論を受けつつさらに「自身の『徒然草』における兼好のジャンル意識」⁽⁶⁾という論文を踏まえて、三

十段前後までとそれ以後との内容の変化を、兼好のジャンル意識の視点から論じられている。つまり、三十段前後までは、独立した説話的章段や有職故実・事物考証の章段がほとんどないが、三十段以降になると頻出する。これは、兼好が三十段前後までの執筆に当つて、説話的な内容の章段は盛り込まないという明確なジャンル意識を持つていたからだという仮説を出されている。氏は『徒然草』第十段、第一段、第五段を掲げ、三十段までは純粹な説話的章段は皆無であり、説話的要素が介入した章段は幾段か散在するが、それらはいずれも筆者の見解や章段の主題を確証付けたり補強するための例話、例言としての引用に過ぎない。一方、三十段以降では、先蹟説話集類に収録されている話は採用せず、自身が直接、間接に伝聞したもの、人の知悉しない書物等に密かに留められている話を盛り込んでゆくという方針を堅持した。このことは、有職故実的章段や事物考証的な章段の執筆方針とも関わっており、そこに記録された内容は、世間で周知の有職故実や事物考証ではなく、人々が知悉しない意外なもの、盲点を突くもの、忘却されかけているもの、通説を覆すもの等が圧倒的に多く、これは説話的章段の執筆方針と通底していると述べられている。

『徒然草』におけるこれらの説話的章段のうち、筆者は専ら書承によって記し留められた話（中には徑路や典拠が明記されているものと、そうでないものがあるが）に焦点をしぼり、どのような説話が採り入れられているか概観してみたい。

本節では、書承によつて『徒然草』に取り入れられている説話を、幾つかのパターンに分類して考えてみたい。まず、『徒然草』に引かれている説話の中で、説話集を中心とする諸文献に同様の記事が見られるものを選び、次の表を作成した。

段	徒然草	説話集
一	僧賀聖の言ひけるやうに、名聞苦しく、仏の御教に違ふらむとぞ覺ゆる。	法華驗記下、統本朝往生伝一二、今昔物語集一二、多武峯略記上、古事談三、多武峯略記上、古事談三、発心集一、宇治拾遺物語一二、教訓抄五、私聚百因縁集八、撰集抄一、元亨釈書一〇、三国伝記一〇、和州多武峯寺増賀上人行業記
二	順徳院の、禁中の事ども書かせ給つるにも、「おほやけのたてまつる物は、疎かなるを用ゐてよしとす」とこそ侍めれ。	禁秘抄上ノ御装束事

三〇	五	二六	一八	一〇	八	六
古今著聞集四、同八、十	顯基の中納言の言ひけん、配所の月、罪なくて見んことも、さも覚えぬべし。	今昔物語集一九、同二八、栄華物語、統本朝往生伝江談抄三、大鏡、袋草紙上、宝物集二・七、古事語二、撰集抄三、同四、十	孫晨は、冬の月に衾なくて…されば、白き糸の染まむことを悲しみ、道のちまたの分れんことを歎くもありけんかし いづれの世の人と、名をだに知らず、年々の春の草のみぞ	後徳大寺の大臣の寝殿に、鶴ゐさせじとて、繩を張られたりけるを西行が見て、「鶴のゐたらむは、何か苦しかるべき。この殿の御心、さばかりにこそ」とて……もろこし許由といひける人の…	久米の仙人の、物洗ふ女の脛の白を見て通を失ひけんは	聖德太子の御墓をかねて築かせ給けるにも、「こゝを切れ。かしこを断て。子孫あらせじと思ふなり」と侍けるとかや。

三八	大なる車、肥えたる馬	堀池の僧正	仁和寺諸師年譜、仁和寺 院家記、	撰集抄三、十訓抄、古今 著聞集、沙石集八
三九	「往生は、一定と思へば一定、不定と思へば不定なり」と言はれけり	「昔ありける聖は、人來りて自他 の要事を言ふ時、答へていはく、 「今、火急の事有て、すでに朝夕 に迫れり」とて、耳をふさぎて念 仏して、つるに往生を遂げけり」と、 心戒といひける聖…	往生拾因、九冊本宝物集、 発心集二、私聚百因縁集 八、	黒谷上人語燈錄一、拾遺 上人絵伝二一、同二三一、 一言芳談下
四五	堀池の僧正	豆の幹を焚きて豆を煮ける音の： 焚かるゝ豆幹のばちくと鳴る音	發心集七、一言芳談下	蒙求和歌六
四九	「昔ありける聖は、人來りて自他 の要事を言ふ時、答へていはく、 「今、火急の事有て、すでに朝夕 に迫れり」とて、耳をふさぎて念 仏して、つるに往生を遂げけり」と、 心戒といひける聖…	世説新語、蒙求、十訓抄	世説新語、蒙求、十訓抄	撰集抄三、十訓抄、古今 著聞集、沙石集八
一七三	小野小町がこと、極めて定かなら に見えたり。	尊き聖の言ひをけることを書付け て、 一言芳談 とかや名付けたる草 子を見侍しに…	一言芳談	蒙求、蒙求和歌一三
一七〇	凌雲の額を書いて白頭の人となり し例、なきにあらず。	世説新語、十訓抄九、本 朝文粹一三	世説新語、蒙求、十訓抄	玉造小町壯衰書、宝物集

			古事談五、十訓抄
一七九	其聖の申されしは、「那蘭陀寺」は、 大門、北向也と、江帥の説とて言 ひ伝へたれど…	一八八	
一九六	東大寺の神輿、東寺の若宮より帰 座の時…土御門の相国、「社頭に て警蹕、いかゞ侍べからむ」と申 されければ…さて、後に仰られけ るは、「此相國、 北野抄 を見て、 西宮の記 をこそ知られざりけれ	一八八	無名抄
二一三	…」とぞ仰られけり。 御前の火炉に火を置く時は、火箸 して挟むことなし。	北山抄八	
事、海人藻芥	門室有職抄・御所御装束		

右の表に見える事例を、幾つかのパターンに類別すると、次の如くになる。

まず第一に、『徒然草』の記事の中に既に出典たる書物を明確に示している章段がいくつがある。例えば、第二段の「順徳院の、禁中の事ども書かせ給つる」は、順徳院の『禁秘抄』を指しており、「おほやけのたてまつる物は、疎かなるを用ひてよしとす」という記事は、『禁秘抄』上「御装束事」の「但天位着御物。以「疎かレ美」に拠つていることが確認される。ところが、書名を挙げただけで、記事の引用が為されていない章段や、書名が挙げられている書物から、兼好が引いたような文言が見出せないような事例も存在する。例えば、第百七十三段は、『玉造小町壯衰書』という書物の成立についての考証であ

つて、記事の直接の引用はない。また、第百九十六段は、久我内大臣

通基が神輿帰座の時に先払いをして、土御門定実に「社頭にて警蹕、いかゞ侍べからむ」と難じられたのに對し、「此相國、北野抄(1)を見て、

西宮の記をこそ知られざりけれ」と言い切つた逸話を語つている。しかししながら、この章段の内容に対応する記事は、『北山抄』には記さ

れているものの、『西宮記』には見出せない。これについて、『徒然草全注釈(2)』には、兼好が「聞きちがえてかく記してしまつたのかも知れないと憶測されることはない」と述べられており、『徒然草全訳注(3)』には、「『西宮記』のテキストの多様さを思えば、まだ注釈家に活用されていない伝本の中にこの人（源通基）の正当性を示す部分があるのかかもしれない」と指摘されている。

第二に、引用した書物の名前を明示しないものの記事の内容、使用した語句、前後の意味合いが近似していることから、記事の出所が判断できる事例が存在する。例えば、第四十九段には、「心戒といひける聖」の逸話が引かれている。心戒聖に関する話は、『発心集』卷七第十二話「心戒上人、跡を留めざる事」や『一言芳談』下にも見えるが、心戒が「あまりにこの世のかりそめなることを思て、閑かにつるゝことだになくて、常はうずくま」つていたという『徒然草』の記述は、『発心集』には対応する記事を見出すことができず、『一言芳談』下の「有云、心戒上人、つねに蹲居し玉ぶ。或人其故を問ければ、三界六道には、心やすくしりさしすべて、ゐるべき所なきゆへ也、云々」という叙述に相似するのであつて、『徒然草』は『一言芳談』

の記事を典拠としていたと考えられるのである。

以上のように、使用された語句や内容の近似等からその典拠を判断できる章段は、この他にも、第十段、第百八十八段等があるが、これらの章段における典拠の指摘については、諸注釈書はほぼ一致している。

一方、同一の話が幾種もの説話集に書き記されているため、直接の典拠の判定が難しく、諸注釈書によつて意見が分かれ、論争が絶えないままで至つてゐる事例も少なくない。

例えば、第三十九段は、法然上人の人間性をよく伝える法語を三つ抽出し、兼好の率直な感嘆を記す。その法語の中の一つ「往生は、一定と思へば一定、不定と思へば不定なり」という語の出所については、表にも示したように、『黒谷上人語燈錄』『拾遺黒谷上人語燈錄』『法然上人繪伝』『一言芳談』等多くの書物が挙げられている。この中で、『徒然草』の表現と最も相似しているのは、『法然上人繪伝』卷二十一の記述であるとされているが、『徒然草全注釈』は、これらの諸書の成立事情から見ると、兼好がはたして『黒谷上人語燈錄』以下の三書を見得たかどうか疑わしいとされ、第九十八段のように、『一言芳談』からの引用をかなり改変して記している例もあるので、『一言芳談』も無視できないと論じられている。

以上、『徒然草』が書承によつて説話を受容していると推定される事例を、典拠の明確さという観点から幾つかのパターンに分類することを試みた。その中には『徒然草』の記事の中に書名がはつきり出て

いるもの、語句の使用、内容の近似等から、おおむね典拠が判断できるものがある一方、『徒然草』に引かれている記事が、幾つもの説話集に書き留められているため、容易にその典拠が判明できないものも存在する。

このように典拠を明確にし難い事例についても、先学がさまざまな角度から考察を加えられていて、その中には、首肯されるべき見解も少くない。

本論文においては、これらの先行の研究の成果を踏まえつつ、『発心集』に典拠を仰いだとおぼしき幾つかの章段に焦点をしづかって、『徒然草』における中世説話受容の問題を考えてみたいと思う。

二

前掲の表にも示した如く、『発心集』の記事を引いた可能性が指摘されている『徒然草』の章段には、第一段、第五段、第八段、第三十段、第四十九段等がある。これらの章段における『発心集』の影響を考えるには、まず、各章段に引かれている例話が、確かに『発心集』から採つて来たものであるか否かを検証しなければならない。ここで、源顕基の出家譚を踏まえる第五段と第三十段については、戸谷三都江氏が「顕基の説話と『徒然草』(一)(二)(三)(四)」と題する論文において綿密に考証されている。また、藤本徳明氏は「『徒然草』における老年像—兼好と長明の対比の試み」⁽¹⁵⁾という論文において、『徒然草』第百五十五段と、『発心集』卷三第九話「樵夫独覺の事」との関連を探り、兼好の描く老年の相と長明の描くそれとの異同について

て詳論されている。これらの諸段については諸氏の論文を参照されたい。

本論文においては、以下のような事例について検討してみたいと思う。

- 『徒然草』第一段と『発心集』卷一第五話との関係
- 『徒然草』第八段・第九段と『発心集』卷四第五話、第六話との関係

- 『徒然草』第四十九段・第五十九段・第百三十七段と『発心集』卷二第十一話との関係

(1) 第一段の「僧賀聖」の説話について

『徒然草』第一段は、社会的地位、容姿、態度、性質、才能、趣味等、種々の角度から理想的な人間像について述べている。「法師ばかり羨ましからぬ物はあらじ」と語った後に、

「①人には木の端のやうに思はるゝよ」と清少納言が書ける、さることぞかし。勢のまゝにのゝしりたるにつけて、いみじとは見えず。②僧賀聖の言ひけるやうに、名聞苦しく、仏の御教に違ふらむとぞ覚ゆる。ひたふるの世捨人は、なかくあらまほしき方もありなむ。

と、「枕草子」第五段⁽¹⁷⁾の記事を引き、さらに名僧増賀の話に言い及ぶ。この傍線部②の増賀の発言の典拠については、從来さまざまな見解が示されてきた。『寿命院抄』では「撰集抄二詳也。又元亨釈書二増賀

ノ伝アリ⁽¹⁸⁾とあり、『野槌』『慰草』等に受け継がれている。それ以外の『盤斎抄⁽¹⁹⁾』をはじめとする近世の注釈書、また近代の注釈書は『発心集』を引いている。

そもそも増賀説話は、『法華驗記』卷下第八十二話、『続本朝往生伝』卷十二、『今昔物語集』卷十二第三十三話、『多武峯略記』卷上第十一話、『古事談』卷三第二百八十六話、『発心集』卷一第五話、『宇治拾遺物語』卷十一第七話、『教訓抄』卷五第十五話、『私聚百因縁集』卷八第三話、『撰集抄』卷一第一話、『元亨釈書』卷十、『三国伝記』卷十第十五話、『和州多武峯寺増賀上人行業記』等多くの書に語られている。注(8)に示した如く、『三国伝記』『和州多武峯寺増賀上人行業記』は『徒然草』より後に成立した書物であり、直接の典拠としては検討の対象にならない。

ところで、『徒然草』第一段の「名聞苦しく云々」という文言は、天元四年（九八二）に師の良源が円融天皇の勅令によつて大僧正となつた際、御礼言上のために参内する良源一行の前に、増賀が瘦せこけた牝牛に乗り、腰に乾鮭を太刀のように佩いた異様な姿で現れ、人々を驚かせたという奇行譚中に登場するものである。この説話を收めるのは、『続本朝往生伝』『発心集』『私聚百因縁集』（以下『百因縁集』と略す）『元亨釈書』の四書である。以下、その当該箇所を掲げる。

● 続本朝往生伝——僧正の慶賀を申せし日に、前駆の員に入りて、増賀千鮭をもて剣となし、牝牛をもて乗物となせり。供奉の人

● 発心集——又、師僧正、悦び申し給ひける時、先駆の数に入て、乾鮭と云ふ物を太刀にはきて、骨限なる女牛のあさましげなるに乗つて、「やかた口仕らむ」とて、面白く折りまはりければ、見物のあやしみ驚かぬはなかりけり。かくて、「名聞こそ苦しかりけれ。かたゐのみぞ樂しかり」と歌ひて、打ち離れにける。僧正も、凡人ならねば、彼の「我こそ、やかた口打ため」と宣ふ音の、僧正の耳には、「悲しきかな、我が師、悪道に入りなむとす」と聞こえければ、車の内にて、「此れも利生の為なり」となむ、答へ給ひける。⁽²⁰⁾

● 百因縁集——于レ時僧賀上人疲タルアメ牛ノ浅猿ケナルニ乗テ鮭ト云フ物ヲ太刀ニ帶テ御屋形口ヲ打シケリ。供奉者共様々諫々申ケレトモ。ヤラ我コソ少キヨリノ御弟子トナレ。我ナラテハ誰力ハ屋形ノ口ヲハ仕ラントテ。折廻々々面白々打給ケル。見ル者不^ハアヤシミ^{トロカ}奇驚^{ミラ}ナカケリ。是指^{上テ}音ヲ名聞コソ苦シカリケレ。竭體^{カツテイ}コソ樂カリケレトテ打離^レ給^フ。僧正ノ御耳ニハ。何我師加様ニ振舞^チ惡道ヲ申シ給フト聞^ヘケリ。返事ニハ為^リ利生^ニ不^レ苦言^{ヒテ}香ノ衣^ノ御袖^ニ押^レ涙^ヲ給^ヘル僧正只人^ニ不^レ在^云云⁽²¹⁾。

● 元亨釈書——賀帶^一乾魚^二為^レ劍。乘^一瘦^二特牛^一交^一先駆之列^一。諸徒叱而去^レ之。賀厲^聲曰。僧正之前馳去^レ我誰乎。聽者笑而伏⁽²²⁾。

却け去らしむといへども、猶しもて相従ひて自ら曰く、誰人か我を除きて、禪房の御車の牛口前駆を勤仕せむやといへり。

表現は、『発心集』と『百因縁集』の二書のみにほぼ同じ文言が見られる。『発心集』と『百因縁集』とでは「名聞こそ苦しかりけれ」と語句も完全に一致しているが、その間に直接の書承関係があるか否かは不明である。簗瀬一雄氏は両書の増賀説話の関係について「内容形式とともに、少からぬ不一致を示しているので、諸多の伝中にあつては近似したものと云ふことが出来ても、これを前後相承の関係と見做すことは到底出来ないと思ふ」と論じられている。『百因縁集』はその序文、跋文から、正嘉元年（一一五七）七月に常陸国で成立したとされるが、兼好の時代にどれだけ流布していたかは不明である。一方、兼好が鴨長明とその著述に少なからぬ関心を抱いていたことは、「鴨の長明が四季の物語」の書名を挙げる『徒然草』第百三十八段や『無名抄』に見える登蓮法師の逸話を引く第百八十八段の記事に明らかである。また、同時代における『発心集』の流布や享受の状況から考えても、兼好が『発心集』を読んでいた可能性は少なくないと考えられる。

『徒然草』第一段の「名聞苦しく」という一文の直接の典拠としては、『発心集』の増賀説話を第一に挙げるべきであろうと判断されるのである。

(2) 第八段の久米の仙人説話について

『徒然草』第八段は、人間が色欲の誘惑に弱いことへの慨嘆を語っている。

世の人の心まよはすこと、色欲にはしかず。人の心は愚かなる物かな。匂ひなどは仮の物ぞかし。しばらく衣装に薫物すと知りながら、えならぬ匂ひにはかならず心ときめきする物なり。久米の仙人の、物洗ふ女の脛の白きを見て通を失ひけんは、まことに手足、はだへなどの清らに、肥えあぶらづきたらんは、外の色ならぬば、さもあらむかし。

冒頭の「世の人の心まよはすこと、色欲にはしかず。人の心は愚かなる物かな」に、末尾の「外の色ならねば、さもあらむかし」が呼応し、本段の主題を為している。久米の仙人説話は、色欲に惑わされることの多い人間の本性を語る一つの例話として取り上げられている。前出の表にも示した如く、久米の仙人説話は、『扶桑略記』卷二十三、『今昔物語集』卷十一、『七大寺巡礼私記』、『多武峯略記』卷下、『発心集』卷四第五話、『百因縁集』卷九第二十一話、『元亨釈書』卷十八、『和州久米寺流記』、菅家本『諸寺縁起集』等九種の書物に語られている。

●扶桑略記—古老相傳、本朝往年有三人仙、飛龍門寺、所

謂大伴仙、安曇仙、久米仙也、大伴仙草庵、有基無^レ舍、餘両仙室、于今猶存、但久米仙飛後更落。²⁵

●今昔物語集—今昔、大和國、吉野ノ郡、竜門寺ト云寺有リ。寺

二二人籠リ居テ仙ノ法ヲ行ヒケリ。其仙人ノ名ヲバ、一人ヲアヅミト云フ、一人ヲバ久米ト云フ。然ルニ、アヅミハ前ニ行ヒ得テ既ニ成テ、飛テ空ニ昇ニケリ。後ニ、久米モ既ニ成テ、空ニ昇テ飛テ渡ル間、吉野河ノ辺ニ、若キ女衣ヲ洗テ立テリ。衣

ヲ洗フトテ、女ノ肿脛マデ衣ヲ搔上タルニ、肿ノ白カリケルヲ見テ、久米心穢レテ、其女ノ前ニ落⁽²⁶⁾又。

●七大寺巡礼私記——往昔之時葛木山仙人等旋名山帰金峯之間、一仙云、夜已及曉更、路又庇人村、仍披山可飛行云、一仙答云、我等久非人容、已得神通⁽²⁷⁾、縱者見人事有何事乎、若披山蔭者時剋可移⁽²⁸⁾、直經碧霄須臾可到云、兩仙相諍之間、一仙者從山中間通行、一仙者歷人村履大虛自碧霄行之間、直下觀久米河險、有女人、安坐洗物、其肥潔、仙人見之、俄發邪欲、落於女人之傍、神足已失、不能飛⁽²⁹⁾。

●多武峯略記——舊記云、高市郡久米寺者。古仙之所建立也。昔有女。於久米川洗衣。古仙見其脛白。自從天落。即建寺於此地。至心亦修懺悔。

●発心集——久米の仙人は、通を得て飛びありきけれど、げす女の物洗ひける脛の白かりけるに欲を発して、仙を退して只人となりにけり。

●百因縁集——久米仙人得通⁽³⁰⁾飛行空⁽³¹⁾スルモ下女ノ洗⁽³²⁾物⁽³³⁾脚⁽³⁴⁾白カリケル⁽³⁵⁾二發⁽³⁶⁾欲。退⁽³⁷⁾仙成只人。

●元亨釈書——久米仙者。和州上郡人。入深山學仙法。食松葉服薜荔。一旦騰空飛過故里。會婦人以足踏洗衣⁽³⁸⁾其脛甚白。忽生染心即時墜落。

●和州久米寺流記——天平年中。和州吉野郡龍門山堀有三人之神仙。所謂大伴仙。安曇仙。毛堅仙也。此毛堅仙常自龍門嶽飛通葛木峰。

於其途中久米河有洗布之下女。仙見其股色愛心忽發。通力立滅落于大地畢⁽³⁹⁾。

●諸寺縁起集（菅家本）——昔和州龍門寺一人籠居⁽⁴⁰⁾行仙法、既成仙人、空⁽⁴¹⁾昇飛行自在也、然⁽⁴²⁾吉野河邊⁽⁴³⁾、若女之衣洗立、其女之肿脛マデ衣ヲ搔上、肿之白⁽⁴⁴⁾見、久米仙人心穢⁽⁴⁵⁾、其女前⁽⁴⁶⁾落了、仙人只人仁成⁽⁴⁷⁾。

『徒然草』が引く久米の仙人説話をめぐって、『徒然草』の注釈書はさまざまな見解を示している。『寿命院抄』を始めとする近世の注釈のほとんどは『元亨釈書』の記事を引くが、『徒然草全注釈』は『今昔物語集』に拠つているとする。一方、『徒然草全訳注』『徒然草諸注集成⁽³¹⁾』『徒然草評釈⁽³²⁾』等は『発心集』を典拠として挙げている。

ここでは、兼好がいすれの書物から久米の仙人説話を取り入れているかについて、私見を述べてみたいと思う。

右の九種の書物の引用部分の概要を見てみると、まず『扶桑略記』は久米の仙人が墜落した直接の要因とされる「洗濯する女」の話が登場せず、この点が他の書物との大きな相違である。また、注(8)に示した如く、菅家本『諸寺縁起集』は『徒然草』以後の成立であり、『今昔物語集』については中世に流布した形跡がほとんど認められない。故に、以上の二書は『徒然草』の直接の典拠として考察の対象とはし難い。『徒然草』第八段の久米の仙人説話の直接の典拠となりうる書物としては、『七大寺巡礼私記』『多武峯略記』『発心集』『百因縁集』『元亨釈書』『和州久米寺流記』が検討の対象とされるべきである

う。

『徒然草』における久米の仙人説話への言及は極く簡略なものであるが、「物洗ふ女の脛の白き」を見て「通を失」つてしまつたというのがその骨子である。「物洗ふ女の脛の白き」に相当する記述は、『七大寺巡礼私記』を除く他の五書にも見られる。他方、「通を失」うと

いう記述については、『七大寺巡礼私記』『発心集』『百因縁集』『和州久米寺流記』にはこれに対応する文言が見られるが、『多武峯略記』『元亨釈書』にはそのような内容の記事は見られない。なお、『七大寺巡礼私記』の記事中には、「其肥潔」という、『徒然草』の「清らに、肥えあぶらづき」と極く相似した文言のあることが注意される。但し、先述した如く、『百因縁集』は正嘉元年（一一五七）常陸国での成立であり、現存する伝本も承応二年（一六五三）刊本のみであつて、兼好がその存在を承知していたか否かは疑問である。さらに、『発心集』との共通説話については、その多くが『発心集』を典拠とするものと推定されている。また、『和州久米寺流記』には注（8）に示した如く元亨三年（一一二三）書写的伝本があるが、流布の状況は不明である。したがつて、『徒然草』の久米仙人説話の典拠を他書に求めるならば、『七大寺巡礼私記』と『発心集』の二書がまず考慮されてよいのではないかと判断されるのである。

ところで、三木紀人氏は『徒然草全訳注』において、「本段（第八段）の冒頭が『発心集』卷四第六話の『愚かなる者は仮の色にふけりて、心をまどはすこと、廁の中の虫の糞穢を愛するが如し』と相似す

ることからすると、久米の仙人についても、同書の四・五の「久米の仙人は（以下略）によつたかと推定される」と指摘されている。また、古典集成本『発心集』においても、『発心集』卷四第六話の「末尾にいう「愚かさ」に人間性の本質を見た一人に兼好がいる」として『徒然草』第八段の冒頭の記事を引く。

一方、『発心集』卷四第六話と『徒然草』第八段、九段との類縁関係については、早く江戸時代から注目する学者がいたようである。坂内直^{〔3〕}に元禄六年（一六九三）の秋成立の序文を有する『九想詩諺解』^{〔4〕}という著書がある。同書は、上巻に伝蘇東坡作の九想詩の注釈を記して、下巻には無常觀と不淨觀に関するさまざまな書物の抜書きを集成している。「不淨觀」の項では、『大智度論』『往生要集』等の諸經籍に始まり、『発心集』卷四第六話、『風雅和歌集』、『徒然草』第八段・第九段、百七段等の抜粹にまで及んでいる。「不淨觀」という視点から見て、これらの記事には共通する要素が認められるが故に直頼は抜書きしたのであろうが、そこには『徒然草』と『発心集』両書の記事の関連が示唆されているとも考えられるのである。そこで、『発心集』卷四第五話、第六話と『徒然草』第八段・第九段との関係について、改めて検討してみたいと思う。

『発心集』卷四第五話は、肥州のある僧が妻を儲けるが、この妻は実は過去七仏の一つである狗留孫仏の世からこの僧を魔道に堕そうと企んでいた悪魔の化身であつたという話である。前半末尾に「往生伝には、康平の比と註せり」とあるように、『拾遺往生伝』の記事を踏

まえて書かれている。その後半部分を次に掲げる。

これ、一人が上にあらず。悪魔の、さりがたき人となりて、一世を妨ぐる事は、誰も必ずあるべき事なり。かれど、此の事を心にかけつつ、親しきうとき分かず、善をすすむる人あらば、「仏菩薩こそさまざま形を変じて人を化度し給へ。もし化身か、もし又

その便りか」とむつましく思ひ、罪を作らせ、功徳を妨げて、執をとどめん人をば、生々世々の惡縁と恐れて、遠ざからん事を願ふべし。大方人の心は、野の草の風に随ふが如し。縁によりてな

びきやすし。誰かは、道心なき人といへど、仏に向ひ奉りて掌を合はせざる。いかなる智者かは、媚びたる形を見て目を悦ばしめざる。彼の淨藏貴所は、日本第三の行人なれど、近江守ながよが女に契りを結べり。久米の仙人は、通を得て飛びありきれど、

げす女の物洗ひける脛の白かりけるに欲を発して、仙を退して只人となりにけり。今の世にも、手足の皮をはぎて指をとぼし、爪をくだき、さまざまかたはをさへつけて仏道を行ふ人は、その発心のほど隠れなけれど、惡縁にあひて妻子をまうくるためし多かり。我人も凡夫なれば、ただ近づかぬにはしかぬなり。

ここで長明は、惡魔の化身によつて功德を妨げられるようなことは、肥後の僧だけのことではなく、誰の身にも起りうることであることを語り、終りには実例として高徳有駿の僧として著名な淨藏の話や久米の仙人説話を挙げている。つまり、久米の仙人説話は、長明の論述において一つの引例になつてゐると考えられるのである。一方、前述

した如く、『徒然草』第八段では、色欲の誘惑から逃れ難いことについて述べる中に、実例として久米の仙人説話を挙げてある。このように、『徒然草』第八段と『発心集』卷四第五話はその構成の上からも相似する要素が認められるのである。

つづく第六話は、高僧玄賓が大納言の北の方に恋慕し、そのよしを大納言に告白するところから始まる。玄賓は大納言が用意してくれた場所で北の方と対座するが、やがて「不浄を観じ」、「其の執をひるがへ」して帰つていったという内容である。その後半部分を次に掲げる。

大方、人の身は、骨・肉のあやつり、朽ちたる家の如し。六腑・五臓のありさま、毒蛇のわだかまるにことならず。血は体をうるほし、筋つき目をひかへたり。わづかに薄き皮ひとへおぼへる故に、此の諸々の不浄を隠せり。①粉を施し、たき物をうつせど、

誰かは、偽れるかざりと知らざる。海に求め、山に得たる味ひも、一夜へぬれば、悉く不浄となりぬ。いはば、描ける瓶に糞穢を入れ、くさりたるかばねに錦をまとへるが如し。もしたとひ、大海を傾けて洗ふとも、きよまるべからず。もし梅檀をたきて匂はずとも、久しくかうばしからじ。況や、たましひ去り、寿尽きぬる後は、空しく塚のほとりに捨つべし。身ぶくれくさり乱れて、つひに白きかばねとなり、眞の相を知る故に、念々にこれを厭ふ。②愚かなる者は仮の色にふけりて、心をまどはす事、たとへば、廁の中の虫の糞穢を愛するが如し」と云へり。

右の傍線部①は、『徒然草』第八段の「しばらく衣装に薰物すと知り

ながら、えならぬ匂ひにはからず心ときめきする物なり」と相似しているが、第八段のこの行文は『白氏文集』「太行路」の「為君薰衣裳」を踏まえての表現である。また、傍線部②は『徒然草』第八段の「世の人的心まよはすこと、色欲にはしかず。人の心は愚かなる物かな。匂ひなどは仮の物ぞかし」の記述と重なる部分が多い。但し、傍

線部②について、三木紀人氏は古典集成本『発心集』において、「往生要集」上・大文一の「人道」に引かれている「偈」の「身は不淨なりと知れども愚者は故に愛惜す 外に好き顔色を見て 内の不淨をば観⁽⁶⁾す」に拠ることを指摘されている。さらに氏は、『発心集』卷四第六話の右の引用部分と九冊本『宝物集』の卷八の記事との類似についても言及されているが、右に見て来たような細部の叙述の一致に注目するならば、『徒然草』の記事は『往生要集』や『宝物集』よりも『発心集』により近似しているのであって、『徒然草』第八段の文章には、その主題の上からも強い関連性の認められる『発心集』卷四第六話の文章が影響を及ぼしているのではないかと推測されるのである。

一方、先にも述べたとおり、『徒然草』第八段の主題は、人間が色欲の誘惑に弱いことへの慨嘆である。つづく第九段は、女性の魅力、愛欲の情念の根強さへの嗟嘆と自戒について述べている。

女は髪のめでたからむこそ、人の目立つかめれ、人のほど、心ばへなどは、物言ひたるけはひにこそ、物越しにも知らるれ。
(中略) まことに、愛着の道、その根深く、源遠し。六塵の楽欲多しといへども、皆厭離しつべし。其中に、たゞかの惑ひの一つ

やめがたきのみぞ、老たるも若きも、智あるも愚かなるも、変る所なしと見ゆる。されば、女の髪筋をよれる綱には、大象もよく繋がれ、女の履ける足駄にて作る笛には、秋の鹿かならず寄るとぞ言ひ伝へ侍る。身づから戒めて、恐るべく、慎むべきは、この惑ひなり。

末尾で、兼好は自分をも含む人間一般に対して「身づから戒めて、恐るべく、慎むべくは、この惑ひなり」と警告している。

以上述べて来たように、『徒然草』第八段、九段と『発心集』卷四第五話、第六話とは、いずれも男性にとって抗い難い女性の魅力について述べている点で共通している。他方、『発心集』では不淨を観ずることによって色欲の誘惑から逃れることを説くが、『徒然草』では不淨觀には直接言及しないのであって、この点では両者は相違する。しかしながら、その構成や主題における両書の記事の相似は無視し難いものであって、『徒然草』第八段・第九段は『発心集』卷四第五話、第六話を念頭に置いて執筆された可能性が高い。そうであるならば、『徒然草』第八段の久米仙人説話の直接の典拠としては、近代の諸注に説かれる如く、『発心集』の記事をその筆頭に挙げるべきであろう。

(3) 『徒然草』第四十九段・第五十九段・第一百三十七段と『発心集』卷二・十一話との関係

『徒然草』第四十九段は、「老来て、始て道を行ぜむと待つことなけれ。古き塚は、多くこれ少年の人なり」を書き出しとして、無常迅

速を自覚すべきであるということを説示する。その末尾には、『往生十因』や『一言芳談』の説話が引かれている。

- ①「昔ありける聖は、人來りて自他の要事を言ふ時、答へてはく、「今、火急の事有て、すでに朝夕に迫れり」とて、耳をふさぎて念佛して、つるに往生を遂げけり」と、禅林の十因に書けり。
②心戒といひける聖は、あまりにこの世のかりそめなることを思て、閑かにつるゝことだになくて、常はうずくまりてのみぞありける。

傍線部①「昔ありける聖」の説話については、『文段抄』が『往生十因』の「傳聞有レ聖。念佛為レ業專惜一寸分。若人來謂自他要事」。聖人陳曰。今有火急事既逼於旦暮。塞レ耳念佛終得往生⁽⁴⁷⁾を典拠として指摘するのを嚆矢として、近世の諸注釈書さらには近、現代の注釈書にも受け継がれている。

傍線部②の心戒説話の典拠については、『磐斎抄』が『一言芳談』

下の「有云、「心戒上人、つねに蹲居し玉ふ、或人其故を問ければ、三界六道には、心やすくしりさしすべて、あるべき所なきゆ⁽⁴⁸⁾へ也、云々」を挙げ、さらに『発心集』卷七第十二話の「心戒上人、跡を留めざる事」の記事に言及するのを承けて、『文段抄』『拾遺抄』『諸抄大成』『諺解』及び近、現代の注釈書類の多くに踏襲されている。『徒然草』の記事は、『一言芳談』の記述と酷似しており、兼好は心戒の逸話を、『一言芳談』から採つて来たと批判してよいと思われる。ところで、「昔ありける聖云々」の逸話と同様の話が『発心集』

二第十一話に「或る上人、客人に値はざる事」として収められている。次に、『発心集』卷二第十一話の記事と、『徒然草』第四十九段・九段・第一百三十七段とのかかわりについて考察してみたいと思う。

『発心集』卷二第十一話「或る上人、客人に値はざる事」は以下のような話である。

年来、道心深くして、念佛おこたらぬ聖ありけり。相ひ知りたりける人の、対面せんとて、わざと尋ねてきたりければ、「大切に暇ふたがりたる事ありて、え会ひ奉るまじき」と云ふ。弟子、「あやし」と思ひて、其の人帰りて後、「など、本意なくては帰し給へるぞ。さしあぶ事も見え侍らぬ」と云へば、「あひがたくして人身を得たり。此の度、生死を離れて、極楽に生れんと思ふ。是、身にとりて、極まりたる嘗みなり。何事か、是に過ぎたる大事あらむ」とぞ云ひける。此の事、あまりきびしく覺ゆるは、我が心の及ばぬなるべし。坐禪三昧経に云はく、

今日營此事、明日造彼事、

樂著不觀苦、不覺死賊至云々

世の中にある人、さすがに後世を思はざるなし。「(の)今日此の事をせん。明日は彼の事を營まむ」と思ふほどに、(の)無常のかたきのやうやく近づきて、命を失ふ事をば知らざるなり。

この話は、念佛聖が面会を断る前半部分と、『坐禪三昧経』の金言を引用する後半の二つの部分からなっている。念佛聖をめぐる前半の記事は、永觀の『往生十因』の記事と相似しており、おそらくそれを踏

まえたものであろう。後半部分は、鳩摩羅什編『坐禪三昧經』上巻の「今日營此業、明日造彼事、樂著不觀苦、不覺死賊⁽³⁾至」を引くとされる。

ところで、三木紀人氏は古典集成本『発心集』の頭注において、『発心集』卷二第十一話と骨格を同じくする説話が九冊本『宝物集』『百因縁集』にも見えることを指摘されている。この二書の当該の箇所を次に掲げる。

されば、弥陀を念ずる行者のおこなひしける時、人の物申けるには、たゞ今火急の大事有と申てこそいたえ侍りけれ。はやくかの聖人の思ひをなして、他念なく弥陀を称念し、淨刹をもとめ給ふべし。

（『宝物集』卷九）

永觀／言傳⁽³⁾聞⁽²⁾有聖⁽²⁾念スルレ佛⁽²⁾為⁽²⁾菩提ト専ラ惜ミ寸分ノ暇ヲ。

若シ人來⁽²⁾謂ハ自他⁽²⁾要事ヲ。聖人陳ノ曰⁽²⁾。今マ有火急ノ事。既ニ通ル旦暮ニ。塞キレ耳ヲ念メレ佛ヲ終ニ得往生ヲ。（『百因縁集』卷八第五話）

『宝物集』の記事は恐らく『往生十因』に拠つてゐると思われる。『百

因縁集』卷八第五話には、本文中に「爾彼ノ梅⁽²⁾世間ノ人々號⁽²⁾悲田梅⁽²⁾。于⁽²⁾今事ノ外ナル古木⁽²⁾花⁽²⁾時⁽²⁾纔⁽²⁾戀タル枝少々咲ト鴨⁽²⁾長明⁽²⁾ハ書ケル」という一文があり、『発心集』卷二第二話を典拠とすることが示されてゐる。篠瀬一雄氏は、「悲田梅」を初めとする『百因縁集』「永觀事」にある五箇条の記事は『発心集』に拠つたと考証されているが、右の引用部分を含む聖衆来迎して往生の素懐を遂げた話については、「『発心集』以外のものから得て記したのであろう」と説かれている。⁽⁴⁾

また、古典集成本『発心集』の頭注においては、「今日營此事云々」と同趣の記述が『徒然草』第五十九段にもあること、及び「無常のかたき」の文言が『徒然草』百三十七段にも見えることが指摘されている。

『徒然草』第五十九段は、出家を決意したら直ちに実行に移すべきであるということを語つてゐる。

大事を思ひ立たむ人は、さりがたきく心にかゝらむことの本意を遂げずして、さながら捨つべきなり。④しばし此こと果てて、同じくはかのこと沙汰し置きて、しかくのこと、人の譏りやあらむ、行未難なくしたゝめまうけて、年ごろもあればこそあれ、そのこと待たむほどあらじ、（中略）近き火など逃ぐる人は、「しばし」とや言ふべき。身を助けむとすれば、恥をも顧みず、財をも捨て遁れ去るぞかし。④命は人を待ものかは。無常の来ることは水火の攻めるよりも速やかに、遁れがたき物を。その時、老たる親いとけなき子、君の恩、人の情、捨てがたしとて捨てざらむや。

波線部⑦は現世の雑事に囚われて出家を躊躇してしまった世俗の人々の心を叙するが、前引の『発心集』の波線部⑦「今日此の事をせん。明日は彼の事を營まむ」とよく相似している。波線部⑦に見える「無常」は、ここでは「死」を意味し、不意打ちにやつてくる死の恐ろしさを説くが、これは前引の『発心集』の波線部⑦における「無常」と同趣の用法である。また、第百三十七段でも、「若きにもよらず、強きにもよらず、思ひかけぬは死期なり。今日まで遁れ来にける、ありがた

き不思議なり、しばしも世をのどかに思なんや」と、切迫する死に対する

して覚悟する必要性を述べるが、同じ百三十七段の末尾の一文「闇かなる山の奥、無常の敵、きおひ来らざらんや。その死に臨めること、敵の陣に進めるに同じ」における「無常の敵」という言い回しは、『発心集』の前引波線部①に見えるものであった。さらに兼好は、「死期はつるでを待たず。死は前よりも来らず、兼て後に迫る。人みな死ある事を知りて、待つことしかも急ならざるに、覚えずして来る」（第一五五段）ことを常に自分に言い聞かせ、「人はたゞ、無常の身に迫りぬることをひしと心にかけて、束の間も忘るまじきなり」（第四九段）と諸人のみならず自分自身をも鞭撻するのである。

兼好は、第四十九段・五十九段・百三十七段・百五十五段の諸段において、「死」の意味を表す「無常」を自覚し、一人の人間として、常に無常が迫っていることを切実に感じ、残り少ない時間をどう生きていくかということを繰り返し語る。一方、『発心集』巻二第十一話の末尾において長明も「無常のかたきのやうやく近づきて、命を失ふ事をば知らざるなり」と無常を自覚せぬ世人の生き方に嘆息する。その文面の一致の様相から判断して、兼好が『徒然草』第四十九段の「昔ありける聖」の説話を、『往生十因』から採つて来たことには疑問の余地がないであろう。しかしながら、第五十九段や第百三十七段に見られる特色ある語句の使用や言い回しの一致に注目するならば、同時に『発心集』巻三第十一話の「或る上人、客人に値はざる事」記事をも念頭においていたのではないかと推測されるのである。

おわりに

以上、『徒然草』における説話的章段のうち、もっぱら書承によつて伝えられて来たと思しき章段を幾つかのパターンに分類して概観し、その中で、『発心集』からの引用と見られる幾つかの章段について考察を試みた。第一段における「増賀聖」の説話、第八段における久米の仙人説話は、『徒然草』以前に成立したさまざまな書物に記されているのであって、その典拠を見定めるのは非常に難しく、諸注釈書においても意見が分かれている。本論文では、諸注釈書の見解を参考しつつ、従来よりその関連性が指摘されている『発心集』の諸話と『徒然草』の諸章段との関係について、語句や表現の一致のみならずその主題や構成といった方面においてもしばしば緊密な相似が認められるなどを指摘し、両書の間に密接な関連が存在することを確認した。また、第四十九段の「昔ありける聖」の逸話と心戒上人の説話については、直接の典拠としては諸注釈書が指摘する如く、『往生十因』や『一言芳談』の記事を挙げるべきであろうが、『発心集』巻二第十一話の記事と『徒然草』の内容との間にも類似性が見出されることに注目し、兼好は『往生十因』や『一言芳談』のみならず、おそらく『発心集』の記事をも念頭において第四十九段を執筆したのではないかと推定した。従来の研究でも部分的には指摘、確認されていたことがらではあるが、『徒然草』と『発心集』両書の間には、微細な語句や表現の一致からその主題や思想、信仰の面にまで及ぶ相當に密接な影響、受容の関係が存在するのであって、兼好が自らの先達としての鴨長明

との著作に多大な関心を抱いていたことが裏付けられるのである。

『徒然草』の中には和歌や物語といった王朝文学の受容の痕跡が随所に認められ、王朝文化憧憬の色合の濃厚な章段も散見されるのであるが、その一方で、中世説話の世界と共に源泉から汲み出されて来た話題も少なくない。今後は、『発心集』以外の説話集についても、『徒然草』の諸段との関連をあらためて検討してみたいと考えている。

(注)

- (1) 『文学』(一九六四年一月号)。
- (2) 『徒然草講座』第四巻(精興社、一九七四年一一月)。
- (3) 永積安明『中世文学の可能性』所収(岩波書店、一九七七年六月)。
- (4) 『安田女子大学大学院博士課程完成記念論文集』(一九九九年九月)。
- (5) 『徒然草』の本文は、正徹本を底本とする久保田淳校注の新日本古典文学大系『方丈記・徒然草』(岩波書店、一九八九年一月)に拠つた。同書では正徹本の欠字、欠文を他本によつて補つた箇所には「」が付されているが、そのまま付した。
- (6) 『岡山大学教育学部研究集録』第一〇三号(一九九六年一一月)。
- (7) 『平家物語』等の軍記については、表への掲出を割愛した。
- (8) 本表に掲げた説話集類の中で、『徒然草』以後の成立と考えられ

るのは、以下の書物である。『三国伝記』(一四〇六～一四四六年成立、玄棟編)『和州多武峯寺増賀上人行業記』(一五〇四～一五一〇年成立、著者不明)『諸寺縁起集』(菅家本) (一四〇〇年代成立、著者不明)『海人藻芥』(一四二〇年成立、恵命院權僧正宣守著)等である。また、『和州久米寺流記』は成立、著者ともに不明であるが、元亨三年(一二三二)書写の伝本が存在する。なお、これらの書物の成立年代、著者等については、『日本古典文学辞典』『国書総目録』『群書解題』『校刊美術史料』を参照した。

(9) 『禁秘抄』の本文は、群書類従本に拠つた。

(10) 正徹本の本文に見える「北野抄」は、鳥丸本等には「北山抄」とあつて、こちらの本文の方が正しいとされる。

(11) 安良岡康作『徒然草全注釈』上下(角川書店、一九六七年一二月、一九六八年五月)。

(12) 三木紀人『徒然草全訳注』一～四(講談社学術文庫、一九七九年九月～一九八一年六月)。

(13) 『一言芳談』の本文は、日本古典文学大系『仮名法語集』(岩波書店、一九六四年八月)に拠つた。

(14) 『黒谷上人語燈錄』以下の四書には次のように記されている。

- 往生ハ不定ニヲモヘハヤカテ不定ナリ。一定トヲモヘハヤカテ

一定スル事ナリ

●往生ハ不定トオモヘハ。ヤカテ不定也。一定トオモヘハ。一定スル事ニテ候也。

は、初刻本を底本とする吉沢貞人『徒然草古注釈集成』（勉誠社、一九九六年二月）に拠つた。

—『拾遺黒谷上人語燈錄』下「御消息」

●又云往生は一定と思へは一定なり不定と思へは不定なり

—『法然上人絵伝』卷二

●往生は不定と思へはやかて不定なり一定と思へは一定する事にて候なり

—『法然上人絵伝』卷二二

●又云、「往生は決定と思へば定て生る。不定とおもへば不定なり」。

—『一言芳談』卷下

※なお、『黒谷上人語燈錄』『拾遺黒谷上人語燈錄』の本文は、『大正新修大藏經』第八三巻に、『法然上人絵伝』の詞書本文は、続日本絵巻大成（中央公論社、一九八一年七月）に拠つた。

(15)『学苑』一九七二年一月号、八月号、一一月号、一九七四年一月

号。

(16)『香椎潟』一九八二年三月号。

(17)「思はむ子を法師になしたらむこそ、心苦しけれ。ただ木の端などのやうに思ひたること、いといとほしけれ」（『枕草子』第五段）。『枕草子』の本文は、陽明文庫本を底本とする新編日本古典文学全集本（小学館、一九九七年一月）に拠つた。

(18)秦宗巴『つれく草寿命院抄』、林道春『野槌』、松永貞徳『慰草』

岡山大学大学院文化科学研究科紀要 第一四号 (1996.1)

(19)『贊齋抄』は、加藤贊齋古注釈集成3『長明方丈記抄 徒然草抄』（新典社刊行、一九八五年一月）に拠つた。

(20)『続本朝往生伝』の本文は、日本思想大系『往生傳 法華驗記』（岩波書店、一九七四年九月）に拠つた。

(21)『発心集』の本文は、新潮日本古典集成『方丈記 発心集』（新潮社、一九七六年一〇月）に拠つた。

(22)『私聚百因縁集』の本文は、大日本仏教全書本に拠つた。

(23)『元亨釈書』の本文は、大日本仏教全書本に拠つた。

(24)築瀬一雄「私聚百因縁集出典考—発心集と関係ある説話について」（築瀬一雄著作集三『発心集研究』所収、加藤中道館、一九七五年五月）。

(25)『扶桑略記』の本文は、『改定史籍集覽』第一冊（臨川書房、明治三三年一二月）に拠つた。

(26)『今昔物語集』の本文は、新日本古典文学大系『今昔物語集』三（岩波書店、一九九三年五月）に拠つた。

(27)『七大寺巡礼私記』の本文は、『校刊美術史料』寺院篇上（中央公論美術出版、一九七二年三月）に拠つた。なお、原本に欠けている部分については、編者の補訂に従つた。

(28)『多武峯略記』の本文は、群書類從本に拠つた。

(29)『和州久米寺流記』の本文は、続群書類從本に拠つた。

『徒然草』における説話文学の影響について 金 文峰

- (30) 『諸寺縁起集』(菅家本)の本文は、『校刊美術史料』寺院篇上(中央公論美術出版、一九七二年三月)に拠つた。なお、原本に欠けている部分については、編者の補訂に従つた。
- (31) 田辺爵『徒然草諸注集成』三木紀人『徒然草全訳注』(一~四、講談社学術文庫、一九七九年九月~一九八二年六月)。
- (32) 久保田淳『徒然草評釈』(国文学解釈と教材の研究、学燈社、一九七八年五月より連載中)。
- (33) 坂内直頼(生年未詳~一七一二頃)は、山雲子、如是相、葉山之隠士、白惠と号した京都在住の国学者で、『九想詩諺解』の他に『本朝諸社一覧』『山城四季物語』等の著作がある。坂内直頼の経歴、事跡については、『国書人名辞典』(岩波書店、一九九五年五月)を参照した。
- (34) 『九想詩諺解』は、元禄七年刊本に拠つた。
- (35) 『徒然草』における『白氏文集』の受容については、拙稿「『徒然草』の研究—『白氏文集』受容考(一)」(『岡山大学大学院文化科学研究科紀要』第二号(一〇〇一年一一月)において考察したことがある。
- (36) 『往生要集』の本文は、日本思想大系『源信』(岩波書店、一九七〇年九月)に拠つた。
- (37) 『往生十因』の本文は、大日本仏教全書本(名著普及会、一九七九年八月)に拠つた。

(38) 『坐禅三昧經』の本文は、『大正新脩大藏經』第一五卷(經集部二、大正一四年三月)に拠つた。

(39) 九冊本『宝物集』の本文は、古典文庫本(一九六九年一月)に拠つた。

(40) 注(24)に同じ。